

# 危険段階別掛金率の設定の概要

## 危険段階別掛金率の設定と適用方法が変わります

31年1月から

- 全ての共済事業において組合員ごとの危険段階別の掛金率が適用されます。

### 〈基本的な考え方〉

- 危険段階の区分は、**41段階**（家畜は**21段階**）に固定します。
- 組合員の区分は組合員の**損害率**を計算し、**危険段階別掛金率表の該当する危険段階区分を当てはめます**。

組合員の損害率は、**20年分**（家畜は**10年分**）の**損害率**（標準共済掛金に対して組合員にお支払いした共済金の支払倍率に直近年ほど高いウェイトを持たせ加重平均した割合）より算定します。

**損害率 = 共済金 ÷ 標準共済掛金**

**標準共済掛金 = 共済金額 × 告示料率**

- 組合員がどの区分に属するかは、毎年、直近の実績を加えて見直します。
- 自動車共済と同様に、**無事故の年が続けば、掛金が安くなる仕組みに変わります**。逆に、事故が多発し共済金をもらおうと掛金が高くなりますので、損害防止に努めましょう。